

## 竹富町副業型地域活性化起業人（自然環境課付） 募集要項

### 1. 募集概要

竹富町では、総務省の「地域活性化起業人制度」を活用し、官民連携による自然環境の保護と利用の好循環を地域の経済活動や住民の暮らしと両立させるネイチャーポジティブ社会の実現に向けて、外部からの獲得を目指す資金、人材、ノウハウ等を、地域に裨益し受容される形で地域に落とし込むための島側における中間支援機能の強化等と一緒に取り組んでいただける「副業型地域活性化起業人」を募集します。

#### ※副業型地域活性化起業人制度の概要

副業型地域活性化起業人制度は、三大都市圏に所在する企業等に所属する個人と地方圏の地方自治体が協定を結び、企業人材の専門的なノウハウや知見を活かして地域活性化を図る取組みに対して、総務省が財政支援を行う制度です。

### 2. 募集背景

世界自然遺産登録地である西表島には、豊かな自然環境とのふれあいを目的として、多くの観光客が訪れています。多数の観光客の来訪は、本町に域外由来収入をもたらす一方で、自然環境及び生活環境への負の影響を与えることが懸念されており、竹富町では、エコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源制度の導入をはじめ、保護と利用の好循環を形成するための取組みを推進してきたところです。一方で、今後のさらに取組みを発展させ、持続可能な運営体制を構築するにあっては、ヒト・モノ・カネの観点での課題が多く残されています。

そこで、竹富町では、官民連携による自然環境の保護と利用の好循環を地域の経済活動や住民の暮らしと両立させるネイチャーポジティブ社会の実現に向けて、引き続き、保護と利用の好循環を形成するための取組みを推進しつつ、外部からの獲得を目指す資金、人材、ノウハウ等を地域に裨益し受容される形で地域に落とし込むための島側における中間支援機能の強化に関する取組みを行っており、本取組みと一緒に取り組んでいただける方を募集します。

### 3. 業務内容（予定）

採用された場合、竹富町と別添仕様書に基づく業務委託契約を締結していただくことを想定しています。竹富町と雇用契約を締結するものではありません。

### 4. 担当課室

竹富町役場自然環境課

### 5. 副業の期間

6か月以上3年以内とし、開始日は選考後に調整して決定。

※活動実績等を勘案したうえで双方の意思により年度単位で更新し、最長3年まで業務委託契約を締結することができます。

### 6. 費用負担等

副業型地域活性化起業人に係る経費について、業務委託料という形態で、次のとおり町が負担します。

#### (1) 副業期間中に要する報償費等（人件費等）に係る経費

月額 83,300 円（税込）を上限とした実費

※業務成果報告時に、実働時間数等を証する書類（日報等）その他の証憑書類を提出いただきます。

#### (2) 現地勤務時の旅費

年間 1,000,000 円を上限とした実費

※7に記載する竹富町における現地勤務日数の履行にあたって旅費が不足する場合において

は、契約締結後の支出状況等を勘案しつつ、支出上限額の引き上げに係る協議を行うこととします。

## 7. 応募条件

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。（ただし、現に竹富町の区域に勤務する者を除く。））</li><li>・三大都市圏外の指定都市等に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む。（ただし、現に竹富町の区域に勤務する者を除く。））</li><li>・6か月以上3年以内の期間、継続して竹富町の業務に従事できる者</li><li>・地域活性化起業人として任用中でない者</li><li>・勤務する企業等から地域活性化起業人（副業型）として活動する旨及び副業形態等の承諾を得られる見込みの者</li><li>・積極性・協調性を有し、地域の事業者や町民等と協力しながら業務に取り組める者</li><li>・竹富町内の各離島への出張に対応できる者</li><li>・地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者</li></ul>
勤務等	<ul style="list-style-type: none"><li>・月4日以上かつ月20時間以上、業務に従事すること。</li><li>・リモートによる業務従事を認める。ただし、月1日以上は、石垣市内（竹富町役場）又は竹富町内における業務従事とすること。</li><li>・特に石垣市内又は竹富町内における業務従事日時・時間については、別途協議により決定する。</li></ul>
契約等	企業等に勤務する個人と竹富町とで業務委託契約を締結する。
その他	<p>以下に係る経験、知見等を有していることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自然環境保全、持続可能な観光、地域づくり又は地域合意形成に関する業務経験を5年以上有すること。</li><li>・八重山地域における長期滞在経験を有すること。</li><li>・パソコンを使った電子メールによる連絡、ワード・エクセル・パワーポイント等による文書等の作成などの事務能力を有すること。</li><li>・普通自動車の運転免許を有し、運転ができること。</li></ul>

## 8. 募集人員

1人

## 9. 募集期間

募集開始から令和8年6月19日（金）17:00まで

## 10. 応募方法

以下の書類を、13に記載の申込み先に、電子メールにより送付してください。

(1) 申込書（指定様式）

(2) 職務経歴書（任意様式）

これまでの職歴を、在職期間、事業内容、所属部署、役職、主な担当業務の内容、必要とした資格・スキル等とともに、時系列で記述のこと。

(3) 小論文（任意様式）

「竹富町が、特に西表島において「自然環境の保護と利用の好循環を地域の経済活動や住民の暮らしと両立させるネイチャーポジティブ社会の実現」を目指すにあたって、自分が貢献で

きること」課題として、1,000字以内で論述すること。

## 11. 選考の流れ（予定）

第1次選考：書類選考により行います。

※結果は、応募者全員に通知します。

第2次選考：第1次選考通過者を対象に、面接（リモート可）による人物試験を行います。

※第2次選考の日時等は、第1次選考を通過した方に通知します。また、第2次選考の結果は、第2次選考の受験者全員に通知します。

## 12. その他

- (1) 地域活性化起業人に関する要件等の詳細は、総務省による「「地域活性化起業人制度」推進要綱」（令和3年3月30日付け総行応第78号）に定めるところによります。
- (2) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 選考の経過及び不採用の理由についての問い合わせには応じられません。その旨ご承諾の

## 13. 申込み・問合せ先

竹富町役場自然環境課

担当：高橋 優人

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町11番地1

TEL：0980-83-1306（直通） / FAX：0980-82-6199（代表）

電子メール：y-takahashi@town.taketomi.okinawa.jp